

介護サービス事業所認証評価制度 採点基準及び配点表

基本項目	評価項目	評価指標	配点						
			訪問	通所	居住	入所	その他		
1. 介護職員の処遇について	1. キャリアパスの設定及び職場環境改善にかかる取組	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ及び職場環境等要件を満たしている	80	80	80	80	80		
		キャリアパス要件Ⅰ～Ⅱ及び職場環境等要件を満たしている	70	70	70	70	70		
		キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ及び職場環境等要件を満たしている	60	60	60	60	60		
		いずれの要件も満たしていない	0	0	0	0	0		
項目満点			80	80	80	80	80		
2. 労働条件について	1. 有給休暇の取得率	全職員の有給休暇取得日数/全職員の有給休暇付与日数(%)	80%以上	20	20	20	20	20	
		60%以上80%未満	16	16	16	16	16		
		40%以上60%未満	11	11	11	11	11		
		20%以上40%未満	7	7	7	7	7		
	2. 有給休暇の平均取得日数	全職員の有給休暇取得日数/全職員数(日数)	20日以上	15	15	10	10	15	
		10日以上20日未満	12	12	8	8	12		
		5日以上10日未満	6	6	4	4	6		
		1日以上5日未満	3	3	2	2	3		
	3. 時間外勤務の平均従事時間	全職員の時間外勤務時間/全職員数(時間)	1日未満	0	0	0	0	0	
		3時間未満	15	15	10	10	15		
		3時間以上4時間未満	12	12	8	8	12		
		4時間以上5時間未満	6	6	4	4	6		
項目満点			50	50	40	40	50		
3. 職員の勤続について	1. 平均勤続年数	全職員の勤続年数合計/全職員数(年)有期契約は除く	15年以上	20	20	20	20	20	
		10年以上15年未満	16	16	16	16	16		
		7年以上10年未満	11	11	11	11	11		
		3年以上7年未満	7	7	7	7	7		
	2. 離職率(過去3年間平均)	離職した職員数/全職員数(%)	3年未満	0	0	0	0	0	
		12%未満	10	10	20	20	10		
		12%以上14%未満	8	8	16	16	8		
		14%以上16%未満	5	5	11	11	5		
	3. 長期勤続職員の割合(3年)	勤続3年以上の職員数/全職員数(%)	16%以上18%未満	3	3	7	7	3	
		18%以上	0	0	0	0	0		
		90%以上	10	10	20	20	10		
		80%以上90%未満	8	8	16	16	8		
項目満点			40	40	60	60	40		
4. 人材育成・教育について	1. 事業所における教育・研修	内部研修の参加状況 参加延べ人数/全職員数(人)	1.6回以上	20	20	10	10	20	
			1.4回以上～1.6回未満	16	16	8	8	16	
			1.2回以上～1.4回未満	11	11	4	4	11	
			1.0回以上～1.2回未満	7	7	2	2	7	
			1.0回未満	0	0	0	0	0	
			外部研修の参加状況 参加延べ人数/全職員数(人)	1.6回以上	10	10	10	10	10
		1.4回以上～1.6回未満		8	8	8	8	8	
		1.2回以上～1.4回未満		5	5	4	4	5	
		1.0回以上～1.2回未満		3	3	2	2	3	
		1.0回未満		0	0	0	0	0	
		項目満点			30	30	20	20	30
		満点			200	200	200	200	200

200点満点中120点(6割)で認証

※ キャリアパス要件Ⅰ

- ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、①、②の内容をすべての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ

- ④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標を定めている。
- ⑤ ④の実現のための具体的な取り組みを行っている。
ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
イ 資格取得のための支援の実施。

キャリアパス要件Ⅲ

- ⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けていること。
- ⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容
ア 経験に応じて昇給する仕組み
※ 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
イ 資格等に応じて昇給する仕組み
※ 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。
ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
ウ 一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組み
※ 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。
ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

職場環境等要件

申請年度に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の6区分全体の中から、当てはまる取組を1つ以上実施し、すべての介護職員に周知すること。

介護サービス事業所認証評価制度 サービス区分

サービス区分	サービス種別
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・(介護予防)訪問入浴介護 ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・訪問型サービス(独自) ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・(介護予防)通所リハビリテーション ・通所型サービス(独自) ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護
入所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・(介護予防)短期入所生活介護 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健) ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外)) ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売